

# 平成28年度版 就学援助（学用品費・修学旅行費）手続きフロー

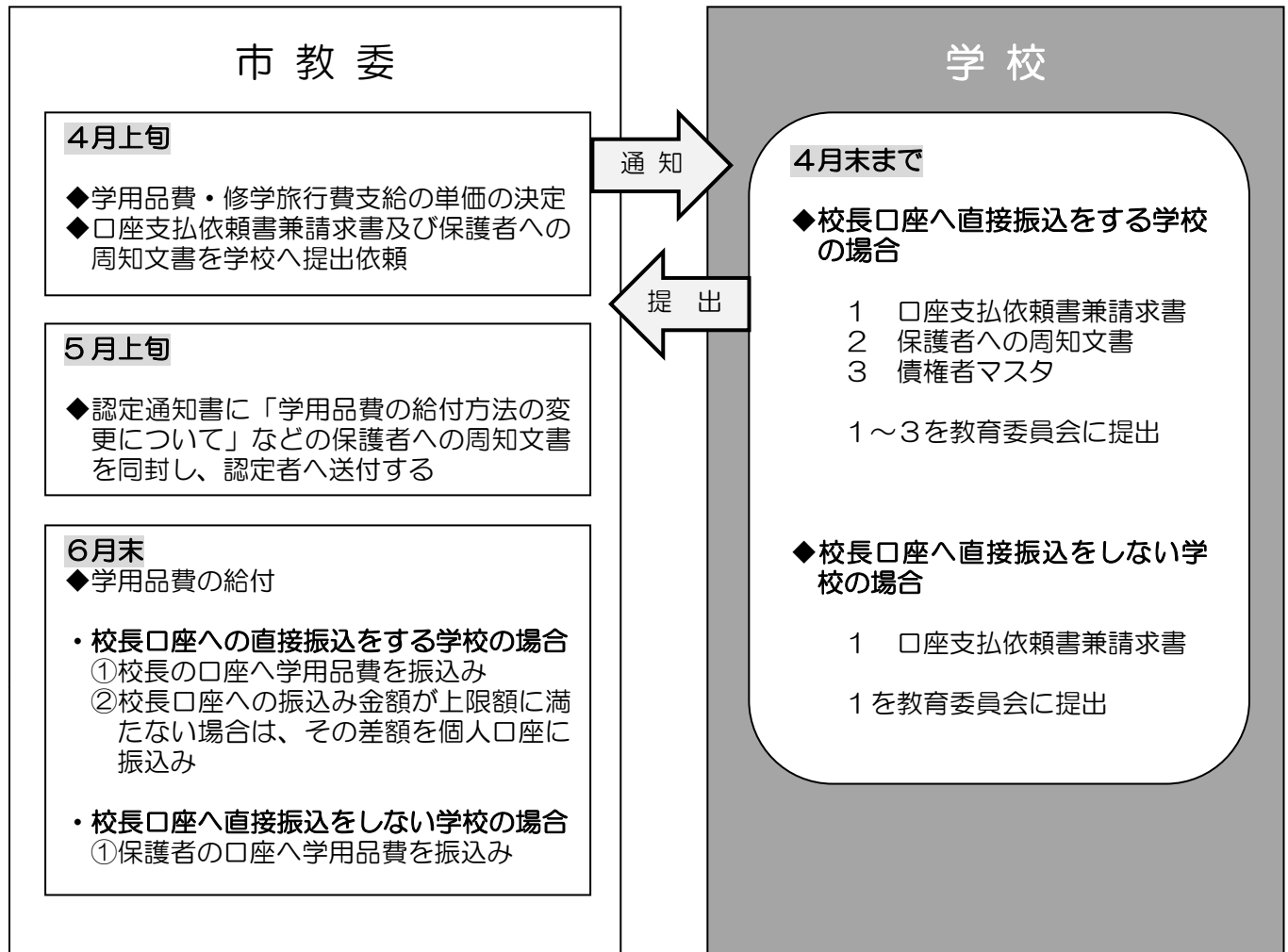
## ★学用品費の場合

＜校長口座への振込み対象となるもの＞

- 業者に代金を支払う義務が、学校にあるもの。  
（学校と業者間での契約であり、納品書等を学校で保管するもの）
- 子どもが学校で使用するもの。
- 教育課程上必要なもの。

＜校長口座への振込み対象とならないもの＞

- 業者に代金を支払う義務が、保護者にあるもの。  
（学校は集金しているだけのもの等）
- 学校または先生が使用するもの。
- 児童生徒が、きょうだいのお下がり等を使う可能性のあるもの（リコーダーや習字セット等）



## ★修学旅行費の場合

保護者から修学旅行費を全額徴収する場合

実施報告書提出後、市教委から保護者口座へ直接払い

**未納者がいる場合**

実施報告書において未納者がいる旨の報告を行えば、未納者分の修学旅行費を校長口座へ振込することが可能（1校につき2～3名まで）  
※学校から保護者と市教委へ、校長口座へ振込みするための処理を行うことを事前に伝えておくこと。

保護者から就学援助の補助限度額を超える金額のみを徴収する場合

市教委から校長口座へ振込することが可能  
※学校から保護者と市教委へ、校長口座へ振込みするための処理を行うことを事前に伝えておくこと。